

平成 30 年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

事業計画

平成 30 年度運営方針

平成 30～32 年度を計画期間とする武蔵野市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画は、重点的取組みの一つとして「高齢者を支える人材の確保・育成」をあげ、介護人材の発掘・育成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所支援までを一体的に行う総合的な人材確保・育成機関として「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」を設置するとしています。「介護職員初任者研修」や「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」等、永年にわたる介護人材育成の実績を活かし、この事業を受託し、10 月開設を目標に準備を進めます。

武蔵野市における認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、平成 29 年 7 月 1 日現在で 3,932 人となっており、近年は対前年度比 5 % を超える伸びで推移しています。認知症だけでなく、知的障害や精神障害のある方など、判断能力が不十分な方の権利擁護と成年後見制度の利用促進は、本人と家族の安心にとってますます重要になっています。市は第 5 期地域福祉計画（平成 30～35 年度）で「（公財）武蔵野市福祉公社など関係機関と連携し、『成年後見制度利用促進基本計画』策定に向けた検討を行っていきます。」としています。成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める、地域連携ネットワークの中核機関を担えるよう、積極的な取り組みを進めます。

昨年度、福祉公社の実施する全 50 事業を対象に、すべての職員が参加して事務事業評価を実施しました。各事業の目的と開始の契機を明らかにした上で、事業の「必要性」、「公共性・公平性」、「補完性」、「有効性・目的達成度」を評価しました。その結果、それぞれの事業の果たしてきた役割と成果を職員間で共有することができたと同時に、コスト面や事業実施上の課題も明らかになりました。利用者の視点に立った、新たなニーズに対応できるサービス創設の検討も必要となってきます。そこで、介護保険制度改正や高齢者を取り巻く社会情勢の変化にも対応するため、本来平成 32 年度からの 5 カ年を計画期間とする第 3 期中長期事業計画を 1 年前倒しして、平成 31 年度から新しい計画を開始するべく、本年度中の策定に取り組みます。

本年度は、下記の 3 項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

（重点項目）

- 1 「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」の設置
- 2 「成年後見制度利用促進基本計画」策定に向けた積極的な関与
- 3 第 3 期中長期事業計画の策定

公益財団法人武蔵野市福祉公社
理事長 萱 場 和 裕

本部事業

1 つながりサポート事業（34,809 千円）

頼れる親族がいなくても、安心して、住み慣れた場所での生活を続けていくことが出来るように、利用者の意向に沿った今後の生活の支援を「つながりサポート事業」で実施します。緊急時、入院、入所時の対応、通院同行・病状説明等の利用者のご希望に沿った随時訪問、没後の支援等の個別サービスを提供し、生活の安心感を支えます。

2 権利擁護事業（6,721 千円）

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用に繋がるまでの間、緊急一時対応として、利用者の生活を包括的に擁護する「権利擁護レスキュー」を実施します。

また、生活保護費の自己管理を行うことが難しく、日常生活に支障をきたしている生活保護受給者の保護費の管理、計画的な使い方の相談、支払代行等を行う「生活保護受給者金銭管理支援業務」を市からの委託で実施し、自立支援プログラムに沿った支援を行っていきます。

3 地域福祉権利擁護事業（10,248 千円）

認知、知的、精神障害の方で、適切な判断が自分一人では難しい市民に対して、福祉サービスの選択や利用の援助を基調とし、日常生活の金銭管理を含めた「地域福祉権利擁護事業」を、東京都社会福祉協議会から受託し、実施します。支援計画に基づき、本人の自己決定を尊重し、自立に向けた支援をしていきます。また、東京都社会福祉協議会主催研修の参加、公社内連絡会等で、支援に携わる専門員、生活支援員の実践力向上に努めます。

4 成年後見事業（45,240 千円）

武蔵野市の成年後見推進機関として、成年後見人等の支援、地域の福祉関係者や関係機関と情報交換等の連絡会等を開催し、成年後見制度の利用を促進します。市が第3期健康福祉総合計画で検討する成年後見利用促進基本計画策定において、市と連携し中核機関としての役割を担います。

また、法人の利点を活かし、成年後見、任意後見人を受任し、市長申立、市民、関係機関からの相談による成年後見も積極的に受任していきます。また、受任後に生じた専門的な課題に関しては、速やかに専門家に繋げられるよう、連携体制を強化していきます。

社会貢献型市民後見人研修や研修終了者のフォローアップ研修を実施し、不安なく市民後見人として活躍して頂けるよう、支援をしていきます。

また、老いじたくの基礎知識、成年後見制度、相続、遺言、エンディング

グノート等の講座を開催すると共に、福祉公社で提供する権利擁護事業、サービスの広報をおこない、市民が安心して生活を送るための情報提供や相談をおこなっていきます。

5 生活困窮者自立相談支援事業【受託事業】（13,739 千円）

生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」を実施します。それぞれに異なる課題を持った相談者が、今後の生活に向け希望を持って一歩を踏み出し、自身の持つ力を引き出せるよう、伴走型の支援を行います。また、今年度から家計相談支援事業も併せて実施します。支援者の様々な課題に適切に対応出来るよう、研修等に参加し、実践力の強化に努めます。

6 住居確保給付金事業【受託事業】（5,702 千円）

離職によって、収入が得られない状況に置かれた市民が、住む場所を確保しながら、求職活動期間の家賃費用を有期で支給する住居確保給付金事業を実施します。一般枠での就労が困難な方には、就労準備支援事業と速やかに連携し、その方に適した就労先に繋がるように、日常の生活も含めた包括的な相談と支援を行っていきます。

7 居宅介護支援事業（25,309 千円）

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。

特定事業所加算算定事業所として「質の高いケアプランの提供」「困難事例の受け入れ」のため、職員の計画的な研修への参加、係内フォローアップ体制の強化を図ります。

平成 30 年度は、主任介護支援専門員を 2 名体制とし、人材を確保することで安定した事業所運営を図ります。また、算定要件である「介護支援専門員実務研修への協力体制」、「24 時間連絡・相談体制」の確立、「専従介護支援専門員の人員確保」、「定期的な会議の開催」等を実施し、引き続き特定事業所加算Ⅱを取得し収入の安定を図ります。

更に、I C T 等を活用し、医療はじめ関係機関との連携の強化に努めます。

8 訪問介護サービス事業（117,461 千円）

介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施します。

訪問介護事業所として市民のセーフティネットの役割を担うため、人材確保と介護職のスキルアップに努めます。人材確保には、S N S 等の電子媒体の活用を検討します。

介護職員処遇改善加算Ⅰを取得し、職員及び登録ヘルパーの職場環境、労働条件の向上に努めます。

また、キャリアアップのため、介護福祉士資格取得の支援や、スキルアップのための職場内研修にも力を入れます。

更に、平成30年度介護保険制度改正を踏まえ、ICT等を活用し、医療はじめ関係機関との連携の強化に努めます。

9 居宅介護サービス事業（14,593千円）

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう、身体介護、家事援助、通院等の介助を行うとともに、関係諸機関と連携を取りながらサービス提供していきます。

多種多様な障害に対応するために、職員及び登録ヘルパーのスキルアップに努めます。

更に市が実施主体の地域支援事業「移動支援」を実施し、障害を持つ方の自立支援と社会参加を促します。

10 生活支援事業【受託事業】（15,577千円）

認知症高齢者の在宅生活の継続及び質の向上と、家族の負担の軽減を図ることを目的として、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を市より受託し実施します。今後増えると予想される認知症高齢者にきめ細かく対応できるように、専門ヘルパーの確保とスキルアップにも務めていきます。

また、平成29年10月より新設された市独自の「高齢者緊急訪問介護事業」を受託し、市民のセーフティネットの役割を果たします。

11 ホームヘルパー養成等講習事業（6,918千円）

市内における介護人材の育成を進めます。

介護保険法、障害者総合支援法のサービス提供を行う介護職を育成する「介護職員初任者研修」を実施します。また、今後の需要に応えるため、子育て世代等、幅広い世代が研修を受けられるように工夫します。研修終了後、市内事業所において一定期間実務に就いた受講生に対し、研修費の8割を返還する「ケアキャリア30」を実施します。

武蔵野市より受託した「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」を実施し、武蔵野市独自の介護予防・日常生活支援総合事業を担う人材を育成します。更に認定ヘルパーに対するフォローアップ研修を行い、サービスの質の維持・向上を図ります。

また、認知症高齢者見守り支援事業を担うヘルパーの養成及びフォローアップ研修を実施し、認知症高齢者とその家族のニーズにきめ細かく対応できるヘルパーの育成に努めます。

「介護職員初任者研修」、「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」では、子育て世代も受講できるように保育費用を助成します。

12 地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）事業【受託事業】（11,810千円）

武蔵野市より「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」事業を受託し、介護人材の発掘・育成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所支援までを一体的に行う、総合的な人材確保・育成機関を10月を目処に設置します。

高齢者福祉施設の管理運営等受託事業

高齢者総合センター受託事業（291,948千円）

市からの指定管理事業として、「高齢者総合センターの管理運営事業」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」を、受託事業として「在宅介護・地域包括支援センター事業」、「住宅改修・福祉用具相談支援センター（仮称）事業」を実施します。

各事業を通じ、個別具体的に高齢市民の介護予防、健康寿命の延伸、在宅生活の自立支援等を図ります。これにより、市の高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の基調である「まちぐるみの支え合い（地域包括ケア）のさらなる推進」に寄与します。

13 高齢者総合センター管理運営事業【指定管理事業】（55,444千円）

高齢者総合センターの設立目的である高齢者福祉の増進を図るため、貴重な福祉資源である施設の維持・管理運営等を、ハード・ソフト両面に亘り十全に実施します。

14 在宅介護・地域包括支援センター事業【受託事業】（58,783千円）

まちぐるみの支え合い（地域包括ケア）のさらなる推進を目指して、在宅の要介護高齢者等に対し、地域に密着した総合的な相談機関として業務展開します。担当地域の福祉ニーズに対し、迅速に各種在宅福祉サービスを適切にコーディネートして充足します。

昨年から社会資源の蓄積・整理等により、来所等の相談で即時に社会資源を利用者に提示できるようになりました。引き続きICT環境を整備し、効率的にサービスを提供できるようにします。

また、介護予防や重度化の防止等の観点から、民生委員や地域社協と連携

し、独居高齢者等の把握や孤立防止に取り組みます。介護保険申請後、サービス未利用の市民の実態を把握し、適切なサービスを仲介する等支援します。

家族介護支援教室「みどりの輪」、「みどりの輪カフェ」を実施し、家族介護者やプレ介護者へ情報を提供し、相談に応じ、当事者同士の支え合いや交流を図ります。専門職が伴走型の支援を継続し、介護を担う市民の心の拠り所となる場を提供します。更にデイサービスセンター、住宅改修・福祉用具相談支援センター（仮称）、北町高齢者センターと連携して介護スキルの向上や福祉関連の実用的講座等を実施し、市民が福祉の知識を身に付けられるように注力します。

高齢者虐待、権利擁護、困難事例等の各課題については、基幹型地域包括支援センターと連携して機動的に対応します。

生活支援コーディネーターは福祉に熱意を持つ地域の市民と連携し、いきいきサロン活動の立ち上げ、運営支援、インフォーマルサポートの発掘、福祉ニーズとのマッチング等により、地域全体で介護予防の推進、福祉マインドの醸成に努めます。なお、年度当初の4月から緑町都営住宅でいきいきサロンがオープンする予定です。引き続きその運営支援に当たります。

また、各スタッフの実務能力の向上を期して、チーム制やOJT、各種研修会への参加、伝達研修の実施など様々な手法により学びを継続します。

15 住宅改修・福祉用具相談支援センター（仮称）事業【受託事業】（22,639千円）

福祉用具の利用、住宅改修の実施等は、利用者の在宅生活の継続、生活の質の確保に有力な手立てです。住宅改修のプランニング、福祉用具の機種選定、生活動作のアドバイス等、この分野の総合的な相談に応じ、利用者支援します。また、排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を実施し、より質の高い在宅生活の構築を支援します。特に排泄の問題は在宅生活を大きく左右する重要な要素ですので、前述の専門員による研修事業や支援事業を拡充します。

介護保険による住宅改修の事前審査を全件行い、公平中立的な立場から、制度の適正な実施、給付の効率化に注力します。

民間事業者やケアマネジャー等専門職からの相談に対し、利用者ニーズを的確に充足する住宅改修や福祉用具の利用を指導して、その実務能力の向上を図ります。また個別に市民からの相談に応じ、蓄積した知見や専門職ネットワークを活用してそのニーズを充足します。

また、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の中で明記されたセンターの名称変更（住宅改修・福祉用具相談支援センター（仮称））、機能の拡充に沿って事業を展開します。

16 デイサービスセンター事業【指定管理事業】(96,137千円)

公設民営のデイサービスとして、民間事業者が対応困難な重介護や医療ニーズ、多課題等を有する利用者にサービスを提供し、市内の各デイサービスを補充補完、下支えします。

日常生活上の必要なケアを基本に、機能訓練と入浴サービスに重点を置いてサービスを提供します。

入浴サービスの提供に際しては利用者をも的確に把握し、医療ニーズや虐待の早期発見に努め、各専門職と連携して、利用者の在宅生活を重層的に支えます。今年度は給湯設備の更新工事、浴室・給湯室・トイレ等の改修工事が予定されています。工事がサービス提供に及ぼす影響を最小限にすべく事前調整し、工事期間中の安全管理に努めます。

利用者は要介護度が高く、慢性疾患があるなどの点から安定した利用が困難な面がありますが、ケアマネジャー等に当デイサービスの特長や実績をアピールし、稼働率の向上を目指します。

地域社会に開かれた施設とするために、保育園児との交流、未就学児・保護者との合同季節行事、社会復帰を目指す若者のボランティア等の受け入れを実施します。

また、元気高齢者である社会活動センターの受講者や自主グループの活動発表の場、シニア支え合いポイント制度の協力施設として、介護予防、生きがいの醸成等にも寄与します。

在宅介護・地域包括支援センター、住宅改修・福祉用具相談支援センター(仮称)、北町高齢者センターと協働して家族介護者を支援します。

今年度より介護保険の処遇改善加算Ⅰを取得し、介護職員の待遇を改善します。また、講習会や研修等に積極的に参加し、スタッフ間で学びを共有してサービス提供水準の向上に努めます。

独居高齢者の安否確認と食事の確保のために、昼食の配達サービスを実施します。

17 社会活動センター事業【指定管理事業】(58,945千円)

老人福祉センターとして、利用者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション等に寄与する多様な講座を開設します。受講者の介護予防、生きがいや自己肯定感の醸成等を図り、地域包括ケアを側面から推進します。

より多くの高齢市民が受講できるように、講座の実施期間や分類を不断に見直します。また講座の選択・受講のミスマッチ等を防止するため、講座の趣旨、内容等を理解・把握しやすいように動画にまとめ、定期的に上映会を開催します。

また、高齢者総合センターと地域の福祉活動団体とが協働して地域福祉活

動のPR等を行うコミュニティカフェを開催します。

自主グループに施設・備品を貸し出し、運営相談に応じる等、活動を活性化させ、自主的な学びの継続による介護予防、仲間作り、社会性の保持等を図ります。

境南小学校でふれあいサロンを開設し、また高齢者総合センター近隣の小学生を対象にオープン講座を開き、世代間交流を図ります。

地域健康クラブは、コミュニティ協議会と協働し、コミュニティセンター等18会場で3コース25クラスを実施し、受講者の生きがいと健康づくりを推進します。受講者の心身状況に的確に対応した3コースを設け、事故防止、安心安全なエクササイズを確保し、受講効果を体感できるようにします。

自主事業である「ふれあいまつもと」については、事業の見直しや再編を視野に入れつつ、30年度は利用料を改定し赤字の軽減に努めます。

18 北町高齢者センター管理運営事業【指定管理事業】(99,104千円)

(1) デイサービス（コミュニティケアサロン）事業

開設当初からの基本である「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」を維持継続し、事業を進めます。

栄養士と調理ボランティアが協働して運営してきた厨房業務が、ボランティアの高齢化、厨房清掃、調理等の人材確保の困難さ等から制度疲労を起こしています。介護保険施設として遅滞なく安心、安全な食事の提供ができるように、厨房業務の委託を実施します。その際、従前から高評価を受けていた食の質も維持・確保できるよう事業者と連携します。

子育てひろば「みずきっこ」との共同イベントを計画・実施し、世代間交流をより推進します。拡大デイサービス部分での新規プログラムの実施等活用方法を再度検討し、事業展開します。

また、引き続き職員が介護福祉士資格等を取得しやすい環境を作り、専門職による人員体制を整え、確実な加算取得を目指します。

シニア支え合いポイントの協力施設である当センターでは、多くの市民ボランティアが活動しています。しかし、その加齢と新たな活動者の確保が課題となっています。元気高齢者の活躍の場として、利用者と高齢ボランティアの交流を図り、相互に自己肯定感や支えられ感が醸成されるよう仲介します。また社会復帰を目指す若者の第一歩としてのボランティア活動の場を提供します。

(2) 小規模サービスハウス事業

入居者の高齢化と自立度の低下が課題ですが、入居者が孤立感なく安心して日常生活を送ることができるよう支援します。

個々の入居者の生活課題を整理し、専門職ネットワークを活用して社会資源に繋げるなど、入居者に寄り添って支援します。また、より良い物的生活環境を市主管課と協議して整えます。サービスハウスはシルバーピアとしては先駆的意味がありましたが、全市的にその整備がなされた現在、今後の必要性を含め、市主管課に現状を伝え、協議していきます。

(3) 子育てひろば事業

高齢者施設に併設された子育てひろばとして、運営に当たるサニーママ武蔵野と連携して、利用者との世代間交流を実施します。また、子育て世代に対し高齢者福祉の啓発、ボランティアの醸成など、新たな福祉の展開を模索しつつ、事業を実施します。

管理費

19 管理費（69,232 千円）

(1) 福祉公社の組織運営事業

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

(2) 人材の育成

平成 30 年度から職員研修計画を策定し、人材育成の基本方針、求められる職員像を明確にし、体系的に人材の育成を行っていきます。職位ごとの役割を果たすための階層別研修、福祉専門職としての専門性の向上を目指す専門研修に加え、通信教育の受講支援、福祉四団体による合同研修、部署ごとの取り組み（活動）を発表する事業報告会を実施します。

(3) 福祉公社と武蔵野市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会

平成 29 年度に取りまとめた中間報告をふまえ、統合効果の実現に向けた具体的な連携策を実行しつつ、引き続き検討を進めます。

(4) 第 3 期中長期事業計画の策定

現在の計画は平成 27 年度から 31 年度までの 5 カ年を計画期間としています。しかし、平成 29 年度に実施した事務事業評価の結果を踏まえ事務事業の見直しを行う必要性が明らかになってきたこと、介護保険制度の改正や成年後見制度利用促進法の施行等、公社を取り巻く外部環境の変化が著しいことから、計画を 1 年前倒しし、平成 31 年度から新しい計画を開

始するべく策定に取り組みます。

(5) 広報の充実

福祉公社の認知度をより高めるとともに、福祉公社が行っているサービス利用の促進を図るため、新たな広報媒体によるPR促進を検討します。具体的には新しい福祉公社のロゴマークの作成、公社事業のPRを図るリーフレット等を作成し広報に活用します。

(6) 震災時初動対応訓練の実施

平成29年度に見直しをした「震災時初動対応及び事業継続計画」に基づき、公社全体での震災時初動対応訓練及び福祉避難所開設訓練を実施します。

(7) 福祉サービス第三者評価について

福祉公社実施事業の透明性の確保及び更なるサービスの質の向上に向けて、福祉サービス第三者評価を実施します。評価結果は公表され幅広く利用者や事業者へ情報提供されます。